

内容質問回答書

No. 10

件名	山口市立小中学校及び学校給食センターで使用する電気（高压電力）の購入事業		
工事場所 履行場所 納品場所	小中学校 5 0 校及び学校給食センター 4 施設		
入札（開札）年月日	令和7年11月7日		
質 問 事 項		質問受理日	令和7年10月14日
5. 燃料費調整額について、「当該地域を所轄する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて算出する」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。 6. 各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。 7. 請求書の提出方法について、仕様書 6（5）に記載がありますが、請求方法、内訳書の記載項目等、請求時の取り決めについては、落札後、協議いただくことは可能ですか。			
回 答 事 項		回 答 日	令和7年10月20日
5. 御認識のとおりです。 6. 質問5の回答のとおりです。 7. 協議を行うことは可能です。			
回答担当所属	所 属 名	教育総務課	
	電 話 番 号	0 8 3 — 9 3 4 — 2 9 4 7	